

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】

# メールニュース

No.22-30  
2022年 6月16日

安保破棄中央実行委員会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13  
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

意見広告

## 賛同団体締め切り 8月10日 辺野古新基地中止、普天間撤去を 全国に運動を大きく広げよう

今年は沖縄が日本に復帰してから50年目の年です。

全労連、安保破棄中央実行委員会、沖縄県統一連は、「辺野古新基地中止、普天間基地撤去」を訴える新聞意見広告を8月下旬掲載にむけて意見広告運動を進めています。2019年の意見広告運動では、2千団体、個人1万5千人が賛同し、沖縄地元2紙のほか、東京、神戸の地元紙に掲載することができました。今回も同規模の賛同団体数、個人数をめざして、とりくみを進めています。安保中央には、毎日たくさんの賛同が寄せられています。

意見広告紙面に掲載する中央組織、都道府県の各団体の締め切りは、8月10日(水)としてとりくんでください。個人などの賛同募金は、その後も受け付けますのでよろしくお願いします。

団体は一口5000円、個人は一口1000円です。何口でも。



### 6月の安保中央の宣伝

6月21日(火) 12時～新宿駅西口です。参加をお願いします。

### 土地規制法

## 部施行 国民監視 私権制限の懸念 欠陥法は廃止しかない 7月中旬に内閣府要請予定



沖縄・普天間基地周辺地域も土地規制法対象で私権制限の可能性が大きい

土地利用規制法が6月1日、一部施行しました。米軍や自衛隊施設の周辺、国境離島などで土地の利用状況を調査し、妨害行為への中止勧告や命令が可能になります。罰則対象にもなる「機能阻害行為」の内容など定まっておらず、検討状況

もはっきりしません。沖縄は、米軍基地や自衛隊施設が多くあり、影響が大きく、私権制限の可能性があります。琉球新報(6月1日付)は次のように報じています。成立前の国会審議で、情報収集に公安調査庁や内閣情報調査室などの情報機関が協力することや思想調査に及ぶことも可能だと明らかにした。政府は実際には行わないと説明しているが、思想、信条の自由やプライバシー保護の観点から課題は解消されていない。一部施行で、①担当の政策統括官を内閣府に置く、②有識者を集めて土地等利用状況審議会」を設置、③法の運用に関する基本方針を決める「こ

とが可能となった。9月の全面施行前に国民からの意見公募(パブリックコメント)を行う方向で検討を進めている。全面施行を迎えると、実際の区域指定が始まる」。安保破棄中央実行委員会は、9月の全面施行にむけて、問題点、矛盾点を引き続き追及し、法廃止に向けて、自治体申し入れや自治体議会意見書採択のとりくみを広げることとしています。法施行前に国民の意見を聞くためのパブリックコメントの実施を求めるとりくみも進めます。さらに国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動」を推進し、内閣府事務局による法施行に向けた作業を監視していきます。

国民監視・私権制限の欠陥法は廃止するしかありません。安保中央は7月中旬に内閣府要請を行う予定です。